

公 告

平成26年6月5日

銀座通り歩行者優先道路化社会実験実施業務委託に係る公募型プロポーザルの手続を以下のとおり開始しますので公告します。

周南市長 木村 健一郎



1. プロポーザルの名称及び方式等

1) プロポーザルの名称

銀座通り歩行者優先道路化社会実験実施業務委託に係る公募型プロポーザル

2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

3) 主催及び事務局

主 催 山口県周南市

事務局 周南市 中心市街地整備部 中心市街地整備課

2. 業務概要

1) 業 務 名 銀座通り歩行者優先道路化社会実験実施業務委託

2) 実 施 場 所 周南市銀座通り及びその周辺を含めたエリアとする

3) 委 託 期 間 契約の日から平成26年12月25日まで

4) 委 託 者 周南市長 木村健一郎

5) 業務の内容 本業務は、歩いて楽しいまちづくりを実現するため検討を進めてきた、銀座通り歩行者優先道路化についての社会実験を実施することを目的とする。

3. 参加要件

1) 単体企業として参加する場合

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

でないこと。

- ② 参加表明書の提出日時点において会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ③ 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）に基づく建設コンサルタント登録を有すること。
- ④ 参加表明書の提出日時点で、業務委託において周南市指名競争入札参加資格を有していること。
- ⑤ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある場合でないこと。

2) 設計共同体として参加する場合

設計共同体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、その構成員が上記の単体企業として参加する場合の参加要件を満たしていることを条件とする。この場合においては、参加表明書の提出までに設計共同体を組織し、設計共同体の設置に関する協定書（様式は、国土交通省のホームページに掲載されている設計共同体協定書に準じて任意に作成するものとする。）を参加表明書の提出時に添付するものとする。

4. 技術提案書の提出者を特定するための評価基準

- 1) 参加表明者の経験及び能力
- 2) 配置予定技術者の経験、能力及び手持ち業務の状況等
- 3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）
- 4) 業務の実施方針、工程等
業務の目的、条件等の理解度及び実施フロー、工程計画の妥当性
- 5) 業務に対する具体的提案及びその他の提案
特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性、独創性等
- 6) 技術提案書提出者に対してヒアリングを実施する。ヒアリングは7月中旬を予定しており、日程及び実施内容については別途通知するものとする。
- 7) 技術提案書等の審査・評価及び最も優れた技術提案書の特定等は、「銀座通り歩行者優先道路化社会実験実施業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」において行う。
- 8) 審査において、最も優れた技術提案書として特定された技術提案書の提出者に対し、「特定通知書」によりその旨を通知するものとする。最も優れた技術提案書として特定されなかった技術提案書の提出者に対しては、「非特定通知書」により、特定しなかった理由を付してその旨を通知する。

5. 手続等

1) 事務局

周南市 中心市街地整備部 中心市街地整備課

〒745-0034 山口県周南市御幸通2丁目28番地 徳山駅ビル3階

電話番号 0834-27-0070（直通）

ファクス番号 0834-27-0065（直通）

電子メール chushin@city.shunan.lg.jp

ホームページ

<http://www.city.shunan.lg.jp/section/chushin/index.html>

2) プロポーザル説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間 平成26年6月5日（木）から平成26年6月19日（木）まで
直接交付による場合の交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日

に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。なお、6月17日（火）は、駅ビル休館日であるため、交付を希望する場合は、事務局へ電話連絡のこと。

②交付場所 5. 1) に定める事務局において行う。

③交付方法 直接交付（無料）又はホームページからのダウンロードによる。

3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 平成26年6月19日（金）午後5時まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。なお、6月17日（火）は、駅ビル休館日であるため、持参する場合は、事務局へ電話連絡のこと。

②提出場所 5. 1) に定める事務局とする。

③提出書類 参加表明書（様式一1）による。

④提出方法 持参あるいは郵送とする（いずれの方法でも受付期間内必着のこと。）。)

4) 参加表明書に関する質問の受付期限、場所及び方法

①受付期限 平成26年6月13日（金）午後5時まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

②提出場所 5. 1) に定める事務局とする。

③提出書類 質問書（様式一6）による。

④提出方法 持参、郵送、ファックスあるいは電子メールによる（いずれの方法でも受付期間内必着のこと。）。)

⑤質問への回答 質問を受理した日から3日（休日を含まない。）以内に質問者に対し、ファックスあるいは電子メールのうち、質問者が希望する方法で行う。

5) 技術提案書等の提出期限、場所及び方法

①提出期限 平成26年7月2日（水）午後5時まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時まで

でとする。なお、6月17日（火）及び7月1日（火）は、駅ビル休館日であるため、持参する場合は、事務局へ電話連絡のこと。

- ②提出場所 5. 1) に定める事務局とする。
- ③提出書類 技術提案書等（様式－2～5及び7、8）による。
- ④提出方法 持参あるいは郵送(いずれの方法でも受付期間内必着のこと。)

6) 技術提案書に関する質問の受付期限、場所及び方法

- ①受付期限 平成26年6月20日（金）午後5時まで
持参による場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。なお、6月17日（火）は、駅ビル休館日であるため、持参する場合は、事務局へ電話連絡のこと。
- ②提出場所 5. 1) に定める事務局とする。
- ③提出書類 質問書（様式－6）による。
- ④提出方法 持参、郵送、ファックスあるいは電子メールによる(いずれの方法でも受付期間内必着のこと。)
- ⑤質問への回答 質問を受理した日から3日（休日を含まない。）以内に質問者に対し、ファックスあるいは電子メールのうち、質問者が希望する方法で行う。

6. その他

1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

2) その他

詳細は、「プロポーザル実施説明書」による。